

日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)策定支援業務委託

仕様書

1. 業務名

日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、国や県の動向、日田市の高齢者の状況等を的確に把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、その他必要な調査の結果に基づく課題分析を実施し、調査に基づくニーズの把握等を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間において、日田市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、介護保険サービス目標量等を定める「日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)」を策定することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

3. 事業期間

契約締結の日から令和9年3月29日(月)まで

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、日田市の概要及び社会経済的特性、地域資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、日田市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の入力・集計及び分析

【調査概要】 ※市において発送、回収済

対象者: 要介護認定を受けていない65歳以上の市民

調査期間: 令和7年12月10日から令和8年1月9日まで

発送件数: 日常生活圏域ごとに800件

800件 × 4圏域 = 3,200件

回収数: 回収 2,071件(紙媒体1,930件、電子回答141件)(回収率64.7%)

未回収 1,129件

① 調査データの入力

調査票に記載の全ての項目(記入日・記入者・回答内容(その他記載欄含む))について、入力を行うこと。

※調査票には連番を附番しており、その番号に対応した調査対象者の全件データ

(3,200 件)を提供する。

※調査票はすでに回収済であり、紙媒体は圏域ごとにファイリング済、電子回答は圏域ごとにデータ保存済

②調査の集計、調査結果のグラフ化及び分析を行い、調査結果報告書及び概要版の作成
ア)集計及び分析については、全市的及び日常生活圏域(4圏域:中央圏域、西部圏域、東部圏域、南部圏域)ごとに行うこと。

イ)集計結果については、設問ごとに集計を行うこと。その際、他の業務に活用できるようにデータとして集計表にまとめること。

ウ)報告書については、大設問(問1~11)ごとの集計に対する分析を行い、分析に使用した集計結果についてもグラフ化等にて表示し、最終的にどのような地域住民のニーズがあるのか分析を行いまとめること。

エ)集計データについては、他の業務にも使用できるようにデータ加工(集計・分析等)が可能(エクセル等)なものとすること。

オ)概要版については、公表することを前提とし全市及び日常生活圏域(4圏域)ごとにわかりやすく作成すること。

③見える化システムへの投入データの作成

ア)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計データを地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、日田市が行う。

※見える化システムとの調整もあるため、その他詳細については、適宜、確認を行いながら調整を行うこと。

④成果品の納品(※納期限:令和8年6月末まで(予定))

ア)調査集計結果及び分析結果・・・1部(電子データ)

イ)調査集計結果及び分析結果・・・2部(紙媒体)

ウ)概要版(A4版10ページ程度)・・・原稿データ及び紙媒体(2部)

※集計結果、分析結果及び概要版は、全市及び日常生活圏域ごとに納品すること

※電子データ及び原稿データについては、CD-R 又は DVD-R により納品すること

(3)在宅介護実態調査の入力・集計及び分析

【調査概要】※市において発送、回収済

対象者:在宅で生活している要支援・要介護認定者及び介護者

調査期間:令和8年1月9日から令和8年2月9日まで

発送件数:600件

回収数:回収 381件(紙媒体 329件、電子回答 52件)(回収率 63.5%)

未回収 219件

①調査データの入力

調査票に記載の全ての項目(記入日・記入者・回答内容(その他記載欄含む))について、入力を行うこと。

※調査票には連番を附番しており、その番号に対応した調査対象者の全件データ(600件)を提供する。

※調査票はすでに回収済であり、紙媒体はファイリング済、電子回答はデータ保存済

②調査の集計、調査結果のグラフ化及び分析を行い、調査結果報告書の作成

ア) 集計及び分析については、全市的に行うこと。

イ) 集計結果については、設問ごとに集計を行うこと。その際、他の業務に活用できるようにデータとして集計表にまとめること。

ウ) 報告書については、集計に対する分析を行い、分析に使用した集計結果についてもグラフ化等にて表示し、最終的にどのような実態があるのか分析を行いまとめること。

エ) 集計データについては、他の業務にも使用できるようにデータ加工(集計・分析等)が可能(エクセル等)なものとすること。

③見える化システムへの投入データの作成

ア) 在宅介護実態調査の集計データを地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、日田市が行う。

※見える化システムとの調整もあるため、その他詳細については、適宜、確認を行いながら調整を行うこと。

④成果品の納品(※納期限:令和8年6月末まで(予定))

ア) 調査集計結果及び分析結果・・・1部(電子データ)

イ) 調査集計結果及び分析結果・・・2部(紙媒体)

※電子データ及び原稿データについては、CD-R 又は DVD-R により納品すること

(4) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

国保連給付実績データに基づき、要支援・要介護認定者(以下、「介護認定者」という。)の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、第9期日田市高齢者保健福祉計画策定時の設定経緯を踏まえ、第10期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシートにより介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込み量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

① 人口及び被保険者数、介護認定者数の推計支援

令和8年度からの年齢別・男女別人口、介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた介護認定者数の推計

② 各年度における種別ごとの介護サービスの見込み量の算定支援

ア) 介護給付サービスの見込み

イ) 介護予防サービスの見込み

ウ) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員数

エ) 地域支援事業(重層的支援体制整備事業として一体的に実施する「地域包括支援センターの運営」、「地域介護予防活動支援事業」、「生活支援体制整備事業」に要する費用を含む)に要する費用の額、量の見込み

③ ①及び②を踏まえた介護保険料の算定支援

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、引き続き地域包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第9期計画の分析結果及び計画内容を十分活用し、計画策定を行うこととする。

そのために現行計画における施策・事業の実施状況、今後の施策方針や連携体制の見直し等、関係各課に調査を実施する。そのための調査シートの設計及び結果の取りまとめを行い、評価を行う。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に基づく地域課題の把握と整理
- ② 市域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題の取りまとめ
- ③ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、情報収集
(他市町村の情報提供含む)

(6) 計画骨子案・計画素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ② 計画素案の作成、取りまとめ
- ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
- ④ 計画内容の確定

(7) 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会の運営支援

(※8回程度を見込み、オブザーバーとして出席)

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営を円滑に行うため、会議資料(原案)を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成等の支援を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法や取りまとめに関する支援を行う。

(9) 本業務に関する情報提供支援

本計画では、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」、並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」の策定を予定しており、全国の幅広い事例や同等規模の取組み内容を参考にする場合があるため、各種情報提供を行うこと。

- ① 法令改正による計画との整合性の確保

本計画の策定に関する介護・福祉に関する情報、介護保険法等の改正に伴う例規(条例、規程、要綱等)に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供すること。

- ② 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成
計画策定に関する情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料を作成すること。
- ③ 介護保険・高齢者福祉施策及び福祉関連に係る先進事例の提供
計画における施策を検討する際の資料とするため、全国の特色ある施策の事例提供を行う。

(10) 計画書の印刷・製本

周知・啓発するために、市民に分かりやすいデザイン・編集に配慮した計画書及び概要版を作成すること

5. 成果品

(1) 各調査(4.(2)、(3)の調査)報告書

4.(2)の④及び4.(3)の④に記載のとおり

(2) 第10期日田市高齢者保健福祉計画(計画書)

400部(表紙コート紙2色・本文上質紙スミ1色・A4判印刷製本・110頁程度)

※上記のほか電子データ及びCD-R又はDVD-R(1枚)により納品すること

(3) 第10期日田市高齢者保健福祉計画(概要版)

1部(カラー・A4判・10頁程度)

※上記のほか電子データ及びCD-R又はDVD-R(1枚)により納品すること

(4) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版

電子データ一式

(5) その他関係資料一式(関連例規整備情報等)

電子データ一式

6. その他

・受託者は作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて行い、受託者側からは計画策定担当者が出席すること。

・受託者は、各業務の過程において、日田市の担当者からデータや資料等の求めや質問があった場合は、速やかに対処するものとする。

・契約後、本業務の遂行中に、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合は、当該指針等を踏まえた内容とすること。

・計画書等の成果品は、日田市に帰属し、日田市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

- ・受託者は関係者の個人情報保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、もしくは本委託の目的以外に使用してはならない。
- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、日田市と受託者間で協議の上定めるものとする。